

## 4 豊島直衛家文書

(旧住所 鹿島郡白鳥村大字札)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
1	寛永 8	1631	辛未		6	3	福寿寺新田村御繩受打名寄帳(寛永年~嘉永6年)	阿玉村 豊嶋直右衛門写		横帳	1	23
2	弘化 4	1847	丁未		正		午御年貢皆済目録	御知行所 阿玉村		縦帳	1	1
3	弘化 4	1847	未		3		覚(午年出水場所水腐にて扶喰拝借聞届の旨)	地頭所㊦ 杉山源左衛門㊦ 糸恒右衛門 ㊦	阿玉村 名主 直右衛門殿	切紙	1	19
4	嘉永 2	1849	酉		11	9	当酉水腐御用捨割合帳	名主 直右衛門		横帳	1	24
5	嘉永 5	1852	子		3		宗門人別御改帳	常陸国鹿嶋郡 阿玉村		縦帳	1	4
6	嘉永 5	1852	子		10		妙学院田地入付帳			横帳	1	25
7	嘉永 6	1853	丑		9		下知書(武備新調につき高100石に付金80兩宛年貢先納申付状)	地頭所㊦ 杉山源左衛門㊦ 糸恒右衛門 ㊦	二重作村 阿玉村 江川村 役人中	切紙	1	21
8	嘉永 6	1853	巳		11		(当巳年御収納米御払相場にて皆済申付状)	地頭所㊦ 杉山源左衛門㊦ 糸恒右衛門 ㊦	常州鹿嶋郡 二重作村 阿玉 村 江川村 右役人中	切紙	1	7
9	安政 3	1856	丙辰		正		卯御年貢皆済目録	御知行所 阿玉村		縦帳	1	2
10	安政 3	1856	辰		8	23	当辰田反別内見毛付帳	鹿嶋郡阿玉村	篠本彦治郎様 御役所	横帳	1	26
11	安政 3	1856	辰		10	18	当辰秣場御年貢割付帳	阿玉村両組立会		横帳	1	27
12	安政 3	1856	辰		11		(当辰年御収納米御払代金相場にて上納申付状)	地頭所㊦ 杉山源左衛門㊦ 糸恒右衛門 ㊦	鹿嶋郡三ヶ村 役人中	切紙	1	13
13	安政 4	1857	巳		10	13	当巳反高場御年貢割付帳	鹿嶋郡阿玉村両組役人立会		横帳	1	28
14	安政 4	1857			11	4	巳御年貢取立帳	組頭惣百姓立会		横帳	1	29
15	安政 5	1858	午		3		宗門人別御改帳	常陸国鹿嶋郡 阿玉村		縦帳	1	3

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
16	安政 5	1858	午		11		覚(当午年田方水腐場御引方につき)	地頭所印 杉山源左衛門印	常州鹿嶋郡 三ヶ村役人中	豎紙	1	11
17	安政 5	1858	午		11		(当午年御収納御払下相場にて代金上納申付状)	地頭所印 杉山源左衛門印 桑恒右衛門印	鹿嶋郡 三ヶ村役人中	切紙	1	18
18	安政 6	1859	未		10	27	申渡之覚(当未年田方水腐場御引方につき)	地頭所印 角田東馬印	常州鹿嶋郡 二重作村 阿玉村 江川村 右名主組頭中	豎紙	1	12
19	安政 6	1859	未		10	27	申渡之覚(当未年田方風損にて破免御引方の旨)	地頭所印 角田東馬印	常州鹿嶋郡 二重作村 江川村 阿玉村 右名主組頭中	豎紙	1	16
20	安政 6	1859	未		11	22	申渡覚(当未年御収納米御払相場にて皆済申付状)	地頭所印 松野喜十郎印 角田東馬印	常州 江川村 阿玉村 二重作村 惣代名主 仙蔵殿	切紙	1	9
21	安政 7	1860	申		1		覚(御勝手向御入用につき年貢先納申付状)	地頭所印 松野喜十郎印 桑恒右衛門印	三ヶ村代 二重作村 名主 留蔵	豎紙	1	22
22	万延 1	1860	申		8	4	当田方内見分付(書上)下組帳	阿玉村両組惣役人	篠本彦治郎様 御役所	横帳	1	30
23	元治 1	1864	甲子		12		子永方取立帳	名主 豊嶋直右衛門		横帳	1	31
24	慶応 1	1865	丑		10		下書 乍恐以書附願上候(不作続きにて御定免引方の旨)	御知行所 常州鹿嶋郡二重作村 名主 留蔵, 江川村 兼帯名主 仙蔵, 阿玉村 名主 豊嶋直右衛門	御地頭所様御 御役人中様	継紙	1	10
25	慶応 2	1866	丙寅		10	21	村用勘定割合帳	鶴殿組 両組惣役人立会		横帳	1	32
26	慶応 2	1866	寅		11	23	書下(当寅年御収納米御払相場にて皆済申付状)	地頭 用所印	二重作村 江川村 阿玉村 名主組頭中	切紙	1	8
27			亥		1		(二重作村百姓周吉新百姓取立出入につき内済申渡状)	地頭所印 杉山源左衛門印	阿玉村 名主 豊嶋直右衛門殿	切継紙	1	41
28			未		3		覚(名主直右衛門退役につき申渡)	地頭所印 杉山源左衛門 桑恒右衛門	阿玉村 後見名主 助右衛門殿	切継紙	1	14
29					4	7	(御用金残金上納につき書状)	栗山三郎兵衛	二重作村 治右衛門様, 阿玉村 直右衛門様	切継紙	1	37
30					4	15	(御屋敷替御用金調達につき書状)	栗山三郎兵衛印	治右衛門様 直右衛門様 弥右衛門様	切継紙	1	36

目録番号	年号	西暦	干支	開	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
31					8	3	(御屋敷替御用金上納につき書状)	取締名主 栗山三郎兵衛	御名主 直右衛門様、同 弥右衛門様	切継紙	1	40
32			戌		8	19	急廻状(内検帳御届の旨刻付廻状)	阿玉村 年番役人㊟	梶山村 二重作村 安塚村 畑田村 銚田村 島ヶ崎村 右 村々 御役人中様	切継紙	1	34
33					8	22	(御屋敷替御用金上納につき書状)	杉山源左衛門印 桑恒右衛門㊟	二重作村 名主 次右衛門殿 組頭中、阿玉村 名主 直右 衛門殿 組頭中、江川村 兼 帯名主 弥右衛門殿	切継紙	1	39
34			戌		9	10	(福寿寺新田開発並に御土蔵御普請冥加上納につき書状)	御勝手方 取締名主 栗山三郎兵衛㊟	阿玉村 名主 直右衛門様、 二重作村 同 治右衛門様	切継紙	1	38
34	1						▼廻状	年番 阿玉村		切紙		38
35			酉		9		(海岸有之知行所村々へ絵図面差出の旨書状)	地頭所内 杉山源左衛門	常州鹿嶋郡 三ヶ村役人中	切継紙	1	35
36			子		11	22	覚(当子年御収納米御払相場にて皆済申付状)	地頭所㊟ 用所印	二重作村 江川村 阿玉村 名主 留蔵、同 専蔵、同 直 右衛門	切紙	1	5
37					11	22	覚(当酉年御収納米御払相場にて代金皆済申付状)	地頭所㊟ 松野喜十郎印	阿玉村 名主 豊嶋直右衛門 殿	切紙	1	17
38					11	24	覚(当戌年御収納米御払相場にて皆済申付状)	地頭所㊟ 松野喜十郎印	阿玉村 豊嶋直右衛門殿	切紙	1	6
39					11	24	覚(当申年御収納米御払下相場にて代金皆済申付状)	地頭所㊟ 松野喜十郎印	鹿嶋 三ヶ村役人中	切紙	1	20
40			丑		10	28	覚(当丑御年貢の内玄米拾貳俵請取につき)	小倉五左衛門㊟ 阿部午作㊟	江川村 清蔵との	切紙	1	15
41							覚(梶山村外4ヶ村割付米取立差引につき)			横帳	1	33

## 豊島直衛家文書

### 史料の概要と特色

豊島直衛家文書は、1960年代初頭、水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所による漁村史料調査の際に、借用・収集したものの一部であり、昭和27(1952)年8月11日、豊島直衛氏により水産庁に寄贈されたものである。これらは、近世史料41点であり、現在は、水産総合研究センターに保管されている。所蔵文書の作成年から見ると、寛永8(1631)年から弘化4(1847)年までの216年間分となるが、寛永8(1631)辛未年六月三日阿玉村豊島直右衛門写「福寿寺新田村御縄受打名寄帳」(目録番号1)以外は全て幕末史料である。

当時の寄贈者豊島直衛氏については、『漁業制度資料目録 9 霞浦』(1953年)に、「茨城県鹿島郡白鳥村阿玉 旧名主、名字をゆるされていた」とある。ここにある白鳥村は古代白鳥郷に由来する村で、札・江川・中居・上幡木・飯島・上沢・大蔵・阿玉の江戸期の8ヶ村が明治22(1889)年に合併し、昭和30(1955)年まで鹿島郡の自治体として存在した村である。それ以後、阿玉は昭和30(1955)年、上島村と白鳥村が合併し設立された大洋村の大字名として現在に至っている。

因みに、地名(阿玉)は鎌倉期、中居四郎時幹の三男幹時が当地を支配、阿玉三郎と称したことに始まるという。応永23(1416)年、上杉禪秀の乱で所領没収になるまで阿玉氏所領であったことに由来する。(「常陸大掾系図」)

残存の文書40点は、全て幕末の領主(旗本)との遣り取り(上達・下達)の中から作成された文書であり、大部分が年貢関係の史料である。

前述の寛永8(1631)年より写と記されている「福寿寺新田村御縄打名寄帳」(目録番号1)は、後表紙に、「寛永八(1631)年辛未六月三日より嘉永六(1853)年癸丑二月迄 凡貳百貳拾三年認」とある検地帳の写である。これらの史料の状況からも豊島家の性格を伺い知ることができる。長く続いた家としては、残存点数が少なく思えるが、ある時点で整理が行われ取捨選択があったと推測される。比較的貴重な近世文書のみが残されている現状がそれらを物語っている。

次に、豊島直衛家文書を項目別に分類すると、

土地が、4点、村政・行政が37点(内、村政行政6、村落構成2、年貢賦役29)となり、圧倒的に年貢賦役が多く残されている。このような史料の残り方は、代々名主役を努めた家であったことを示すものである。本文書中には漁業関係の史料は残されていなかったが、この点について、現当主衛氏(豊島直衛氏息)により「江戸時代を通じ船や漁業権を持つ家であり、漁業も行ってた」との説明を得た。(平成15(2003)年1月19日訪問調査)

また、「御年貢皆済目録」2点(目録番号2、9)により、年貢高は、70石7斗2升であることが判明する。この記載は、「旧高旧領取調帳」に一致し、阿玉村が水野甲一郎知行(400石6斗9升3合)、鶴殿鎮五郎知行(70石7斗2升)の旗本相給村であったことが確認される。安政三(1856)年丙辰正月「卯御年貢皆済目

録」(目録番号9)には、9月28日には米10俵が、12月28日には米20俵が、「阿玉村源兵衛船積立御上納仕候」とある。この記載によって、北浦や利根川の水運を利用し、年貢米が江戸(鶴殿地頭所)に運ばれていく様が史料上から確認される。

さらに、保管の史料中には、二重作・阿玉・江川村の三名主(次右衛門・直右衛門・弥右衛門)宛の通達も含まれている。これは、領主鶴殿氏がこれら3ヶ村に飛地して所領を有していたことに因ったと思われる。「旧高旧領取調帳」によると、常州鹿島郡 鶴殿鎮五郎知行所は、二重作村(162石6斗2合)、江川村(74石4斗2升)、阿玉村(70石7斗2升)に飛地してあったことが見知される。これらの関係から3ヶ村宛の通達が豊島家に偶々残されていたと推測される。(目録番号7、19、21、39)

取締名主栗山三郎兵衛書状(上納金通達)も4点(三名主宛)保管されている。(目録番号29、30、31、34)

さらに、保管の文書中に、「宗門人別御改帳」が2点(目録番号5、15)残されていたことにより、豊島(トヨシマ)家当主の名乗りが直右衛門であったことや、旦那寺・大儀寺に対し9石5斗8升9合8夕の扶持をしていたことを知ることができる。

次に、安政5年の作成日付をもつ史料・宗門人別改帳にある豊島直右衛門家を抜粋し大略紹介する。前年、跡継ぎの軍治が死亡し、弟栄三郎に家督が移っていく様が知見される。分かり易くするために系図も作成してみた。

#### ☆ 安政五(1858)年午三月常陸国鹿島郡阿玉村「宗門人別御改帳」(目録番号15)

##### 宗門御改御請書

- 一 切支丹宗門制禁之旨度々被 仰渡候御条目之趣弥堅相守不審成者有之候者可申出旨被 仰出承知奉畏候事
- 一 切支丹宗門其所ニ有之候者名主組頭者可存所ニ候御高札之趣違背仕脇 顯候者御詮議之上急度御罪科可被 仰付候事
- 一 切支丹宗門ニかろ紀ものハ顯法を進メ候程之者深く隠し置可有之間不宜成もの有之候者早速可申上旨被 仰付承知奉畏候事
- 一 切支丹宗門ニこ路び候者其類縁者ニ有之候者早速可申上旨被 仰付承知奉畏候事
- 一 何連之末寺門徒とも不知出家御改被成候処左様なるもの村中ニ無御座候事
- 一 名主組頭者不及申上五人組仲間相互ニ常々心掛銘々家内ニ不審成木仏繪像有之候者注進可仕候事

右之趣被仰付承知奉畏候村中大小之百姓前地水呑借屋地借其外村中ニ住居候者不殘相改候処不審成者無御座候若隠し置後日ニ相顯候者名主組頭者不及申上惣百姓一同如何様之御罪科ニも可被 仰付候 以上

- 一 禪宗大儀寺檀那印 高九石五斗八升九合八夕

			直右衛門 <sup>㊤</sup>	年五十式歳	
一	同	同	女房 なを	同五十壹歳	
一	同	同	父 茂兵衛	同六十七歳	
一	同	同	母 里紀	同六十六歳	
一	同	同	嫁 美き	同三十二歳	(豊嶋軍次 安政四年二月直右衛門ト成り相続ス 安政四年十一月八日死亡ス)
一	同	同	娘 てる	同十五歳	
一	同	同	孫 たき	同十四歳	(小林ふきト改名ス)
一	同	同	二男 栄三郎	同十壹歳	(明治元年豊島直右衛門ト成ル相続ス)
一	同	同	三女 たか	同五歳	(川嶋たか)

印<sup>㊤</sup>九人<sup>㊤</sup>内男三人<sup>㊤</sup>

女六人<sup>㊤</sup>

馬壹疋

(中略)

家数八軒

惣人数四拾八人内男貳拾三人

女貳拾五人

馬六疋

右加判仕候者拙寺檀那ニ紛連無御座候もし御法度之宗門等与申者御座候者拙僧罷出急度申披可仕候為後日依而如件

常州鹿島郡大蔵村

福泉寺末

同国 同郡阿玉村

宝光山大儀寺<sup>印</sup>

右者当午年宗門人別御改之趣被 仰付奉書上候通少茂相違無御座候以上

